

本研修は平成28年7月4日（月）、7日（木）、26日（火）に開催された「京都府強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と同じ内容の研修となっています。

平成28年度 第2回京都府強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)開催要綱

1 趣 旨

行動障害がある人のうち、いわゆる「強度行動障害」がある人は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながったりする可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害がある人に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)（以下「本研修」といいます。）事業を実施します。

なお、本研修修了者は、受講科目が同一である重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）について修了したものとみなされます。

※ 本研修修了者は、来年度実施（時期未定）の京都府強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」といいます。）を修了することによって、行動援護従業者養成研修について修了したものとみなされますが、実践研修を受講するためには、先に本研修を修了する必要があります。

2 主 催 京都府

3 研修実施機関 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 定 員 100名（府内事業所の方を優先します。）

5 日程及び会場

	日 時	会 場（会場地図参照）
1日目	平成29年2月13日（月）10:00～17:10 （受付9:30開始）	京都テルサ 東館2階 セミナー室
2日目	平成29年2月21日（火）10:00～17:10 （受付9:30開始）	京都テルサ 東館2階 セミナー室

※2日目は演習中心の研修内容です。

6 研修内容

講 義	<ul style="list-style-type: none">強度行動障害がある人の基本理解に関する講義強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識に関する講義
演 習	<ul style="list-style-type: none">基本的な情報収集と記録等の共有行動障害がある人のコミュニケーションの理解行動障害の背景にある特性の理解スケジュール（手順書）作成の実践

7 受講要件

主として、京都府内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している方、又は今後従事される方を受講対象とします。

※本研修及び実践研修を修了することによって、行動援護従業者養成研修について修了したものとみなされますが、実務経験年数が不足していると、本研修及び実践研修を修了しても、行動援護事業所に

において、直ちにサービス提供責任者又は従業者になれない場合があります。

※本研修が想定する支援対象者については別紙を御確認ください。

8 参加申込方法

- (1) 別添参加申込書により、平成28年12月26日(月)午後5時【必着】までに京都府福祉人材・研修センター研修課あて郵送又はFAXでお申込ください。(FAXの場合は必ず着信確認をお願いします)
- (2) 申込多数の場合は御希望に添えないことがあります。御了承ください。
- (3) 受講の可否については、1月中旬に各事業所宛に御案内します。
※1月30日(月)までに連絡がない場合はお手数ですが、京都府福祉人材・研修センター研修課まで御連絡ください。
- (4) 参加申込書は、京都府社会福祉協議会ホームページ【<http://www.kyoshakyo.or.jp/>】にも掲載しますので、適宜ダウンロードして御利用ください。

9 資料代 8,240円(テキスト代含む)

※ 受講決定通知に同封する払込取扱票(手数料は御負担ください)にてお支払ください。なお、受講をキャンセルされた場合も、資料代は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

10 使用テキスト

本研修では、当日にお渡しする「行動障害のある人の「暮らし」を支える一強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト」(中央法規出版)を使用します。

※昨年度の研修で使用したテキストと異なります。

11 事前課題について

本研修受講決定時に課題に取り組んでいただきます。詳しくは、受講決定通知の際にお知らせします。

12 修了証書について

- (1) 本研修修了者には、原則研修最終日に京都府より修了証書が交付されます。
- (2) 遅刻・早退は一切認められません。また1科目でも未修了がある場合、修了証書は発行されませんので御注意ください。
- (3) 本研修の講義を複数回・複数年に分けて履修することは出来ません。
- (4) 全科目を受講されても受講態度等によっては修了と認めない場合があります。
- (5) 昨年度及び今年度第1回開催の本研修を修了され、今年度開催の実践研修を受講されていない方は、来年秋開催予定の実践研修を受講、修了することが可能です。(今年度及び来年度開催の本研修を受講しなおす必要はございません)

13 その他

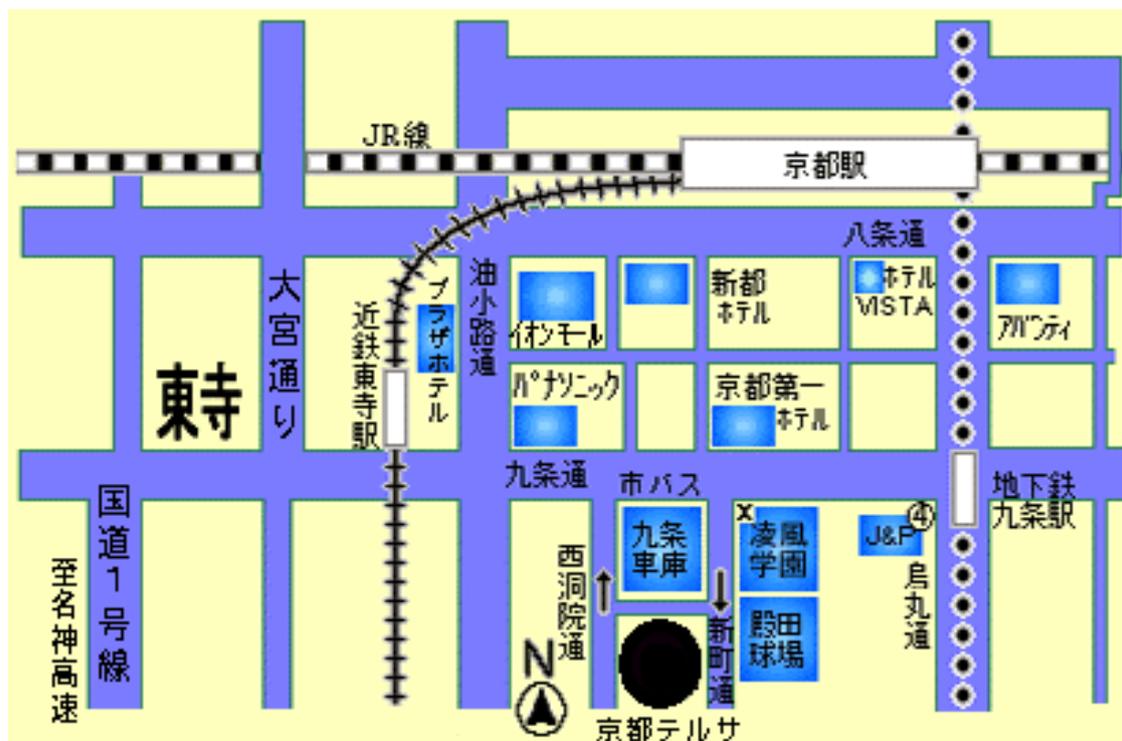
- (1) 参加申込書に記載していただく内容は、修了証書の作成、演習グループの編成に必要ですので、記載漏れ、誤字・脱字のないように御留意ください。
- (2) 昼食は各自で御用意願います。
- (3) 参加申込書に記載された個人情報(当研修の適切かつ円滑な実施及び修了証書交付、受講管理の目的のみに使用させていただきます。なお、参加者名簿を作成する場合は、氏名、事業所名、経験年数を記載いたします)。
- (4) 気象の影響により主催者において研修が実施不可能と判断された場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

14 お問い合わせ先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都地下1階
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課 (担当:黒田)

TEL (075) 252-6296 FAX (075) 252-6312

【会場地図】 京都テルサ



京都市南区東九条下殿田町70番地
TEL 075-692-3400

【会場アクセス】

- JR京都駅(八条口西口)より南へ徒歩約15分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- 地下鉄九条駅4番出口より西へ徒歩約5分
- 市バス九条車庫南へすぐ

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)が想定する支援対象者について

平成 27 年度の報酬改定に伴い、施設入所支援、短期入所、共同生活援助及び障害児入所支援を利用する、強度行動障害を有する方について、新たに加算が設けられることとなりました。本研修では、当該加算の対象者に限らず、より幅広い対象者に向けた支援を想定しています。以下に、本研修が想定する支援対象者像と、入所系サービスにおける個人加算の対象者像を示します。なお、本研修修了者による支援にかかる加算の中には平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられているものがありますのでご注意ください。

※以下の資料は支援対象者としての障害児者の要件について便宜上作成したものになります。施設基準等の詳細については、必ず厚生労働省令・告示・通知等をご確認ください。

① 障害者に対する支援に関して

本研修の想定する
支援対象者 **＝** 重度の知的障害と自閉症を
併せ持った人

上記支援対象者の内、加算の対象者は以下の通り

◎施設入所支援・短期入所・共同生活援助において重度障害者支援加算が算定可能

◎対象者は、重度障害者等包括支援対象者のうち、以下の表で○がついている人

サービス種別	重度障害者等包括支援対象者一覧		
	I	II	III
施設入所支援	×	×	○
短期入所	※	※	○
共同生活援助	○	○	○

※従来の重度障害者支援加算（50 単位）については、I・IIを満たす者についても算定可能。
IIIに該当する方を基礎研修修了者が支援した場合、追加で 10 単位算定できる。

対象者一覧詳細	
I	重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
II	重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、最重度知的障害者
III	障害支援区分 6 に該当する意思疎通に著しい困難を有する者であり、「行動関連項目(注)」の合計点数が 10 点以上である者

参考：

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（平成 27 年 3 月 31 日改訂分）

○平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL.2

注：平成 26 年厚生労働省告示第 143 号 別表第 2

② 障害児に対する支援に関して

本研修の想定する
支援対象者 **＝** 重度の知的障害と自閉症を
併せ持った人

上記支援対象者の内、加算の対象者は以下の通り

ア：重度障害児支援加算（強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は算定しない）

指定福祉型障害児入所施設の場合

主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

及び

主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者

指定医療型障害児入所施設の場合

主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

イ：強度行動障害児特別支援加算（福祉型障害児入所施設でのみ算定可能）

都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする）の判定に基づき、規定の表の行動障害の内容の欄の区分（注）に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると、都道府県が認めた障害児

★①②ともに、以上の支援対象者を支援していない場合、各個人加算は算定できないことにご注意ください。

参考：

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）（平成27年3月31日厚生労働省告示第193号改正現在）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）（平成27年3月31日障発0331第26号改正現在）

注：平成24年厚生労働省告示第270号